

オールスター競輪広報・イベント等事業業務委託（債務負担行為）募集要領

1. 件 名

オールスター競輪広報・イベント等事業業務委託（債務負担行為）

2. 目 的

（1）松山競輪開設 76 周年記念金亀杯争覇戦（以下「金亀杯」という。）

令和 8 年 3 月 5 日から 8 日まで開催される金亀杯に向けて、効果的な広報宣伝を行い、幅広い層のファンを獲得するため、魅力的なイベントを実施し、集客を行う。

また、金亀杯開催時に令和 8 年 8 月に開催される第 69 回オールスター競輪（以下「オールスター競輪」という。）の広報宣伝を実施する。

（2）オールスター競輪

令和 8 年 8 月 11 日から 16 日まで開催されるオールスター競輪に向けて、機運醸成を図り、大会を盛り上げるため、全国規模の広報宣伝を展開し、集客力アップにつながるイベントを実施する。

3. 業務内容 仕様書（別紙 1）のとおり

4. 履行期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 31 日まで

5. 履行場所 松山市市坪西町 796 番地 6 松山中央公園多目的競技場 外

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格 ￥250,000,000－（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、令和 7 年度の上限額を￥50,000,000－（消費税及び地方消費税を含む。）、令和 8 年度の上限額を￥200,000,000－（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

8. 参加資格

本募集要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- （1）法人格を有している者であること、若しくは法人格を有している者の複数の連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの開始申し立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
- （4）国税（消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税））及び地方税（松山市税又は本店所在地の区市町村民税）を滞納している者でないこと。
- （5）公営競技のグレードレースのイベント及び宣伝広報又は入場者数 2,000 名／日を超えるイベント及び宣伝広報を受託又は自ら実施した実績を有していること。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (7) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
- (8) コンソーシアムでの応募の場合は、次の要件を全て満たしていること。
- ・参加事業者の全てが、上記（2）から（7）までに定める要件を満たしていること。
 - ・コンソーシアムの適切な名称を設定すること。
 - ・参加事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加表明書の提出後に代表事業者を変更し、又は参加事業者の全部若しくは一部を変更すること（特定の参加事業者を除外し、又は新たな参加事業者を追加する場合を含む。）は原則として認めない。
 - ・ほかの単独又はコンソーシアムで参加する事業者を参加事業者に含まないこと。

9. 募集要領等の配布

- (1) 配布期間 令和7年7月30日（水）から令和7年8月29日（金）まで
- (2) 配布場所 ・松山市市坪西町796番地6 松山市役所 産業経済部 競輪事務所
- (3) 配布方法 ・配布場所直接受け取る。（9時～17時）
- ・松山市ホームページからダウンロードする。
- ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

10. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の審査に基づき、市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき企画提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととする。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は、参加事業者全てに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた区分において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部有識者（2名）を置き意見を求めるものとする。

1 3. 募集要領等に関する質問・回答・公表

(1) 受付期間 令和7年7月30日（水）から令和7年8月13日（水）17時まで（必着）

(2) 受付方法

質問書(様式1)に質問事項を記入のうえ、電子メールで提出するものとし、電話・訪問・FAX及び口頭等での質問は受付けないものとする。

また、電子メールのタイトルを「【会社名】プロポーザル質問書（オールスター競輪業務委託）」とし、電子メール送信後に競輪事務所まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

電子メールアドレス keirin@city.matsuyama.ehime.jp

(3) 回答方法及び公表

質問者に令和7年8月15日（金）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

1 4. 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和7年8月29日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類 「1 6. 提出書類」1～5の書類を提出すること。

(3) 提出場所 松山市市坪西町 796 番地 6

松山市役所 産業経済部 競輪事務所

担当：穂積、玉井、木村

(4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

＊持参の場合は9時～17時

1 5. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年9月5日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類 「1 6. 提出書類」6～14の書類を提出すること。

(3) 提出部数 各7部（正本1部・副本6部）

(4) 提出場所 松山市市坪西町 796 番地 6

松山市役所 産業経済部 競輪事務所

担当：穂積、玉井、木村

(5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

＊持参の場合は9時～17時

1 6. 提出書類（単独事業者の場合）

「1 4. 参加表明書の提出」、「1 5. 企画提案書等の提出」の要領に従い、次の書類を提出すること。

書類 番号	提 出 書 類 名	提 出 上 の 注 意
1	参加表明書(様式 2-1 又は 2-2)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑) ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明（発行後 3 か月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後 3 か月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	・ 次の証明書を添付すること。 （発行後3か月を超えないもの） ア. 松山市で課税している場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納付推進課）が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 - ただし、本店所在地が東京 23 区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ・ 松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納付推進課ホームページを参考にする。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明） その 3 の 3	・ 申告している税務署が発行する納税証明書 ・ 免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること（発行後3か月を超えないもの）。
6	経営状況等調査表（様式 3）	
7	直前 2 年分の財務諸表類（損益計算書及び貸借対照表の写し）	
8	会社概要（様式 4）	
9	コンソーシアム構成表（様式 5）	コンソーシアムの場合のみ提出
10	コンソーシアム協定書の写し	コンソーシアムの場合のみ提出
11	業務執行体制（様式 6-1, 6-2）	
12	参考見積書（様式 7-1 又は 7-2）	公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。見積書の別紙として、必要に応じて積算内訳書等（任意様式）を添付すること。
13	企画提案書の概要（様式 8）	

14	企画提案書	・ A4 サイズとし、表紙に「オールスター競輪広報・イベント等事業業務委託」と記載し、社名等を記入すること。 ・ <u>評価基準書の評価事項に沿って企画提案書を作成すること。</u> ・ いかなる提案も必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。 ・ 枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと。 ・ 本市と受託事業者との役割分担を明確にすること。
*	チェックリスト	・ 参加表明書提出時及び企画提案書等提出時チェックリストを使用し、書類をチェックすること。 ・ 提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

1 7. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施日時 令和 7 年 9 月中旬 (詳細は別途通知する。)

(2) 実施場所 松山市市坪西町 796 番地 6

(3) 実施時間 1 者につき 45 分程度 プレゼンテーション 30 分程度
ヒアリング 15 分程度

(4) 出席者

① 1 者につき 3 名までとする。

② 業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコン・プロジェクター等の準備物は事務局と相談すること。

1 8. スケジュール (予定)

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集要領等の公表・実施手続きの開始 | 令和 7 年 7 月 30 日 (水) |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付 | 令和 7 年 7 月 30 日 (水)
～令和 7 年 8 月 13 日 (水) 17 時 |
| (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 | ～令和 7 年 8 月 15 日 (金) |
| (4) 参加表明書の提出締切り | 令和 7 年 8 月 29 日 (金) 17 時 |
| (5) 企画提案書等の提出締切り | 令和 7 年 9 月 5 日 (金) 17 時 |
| (6) 応募業者数等の公表 | 令和 7 年 9 月 8 日 (月) |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和 7 年 9 月中旬 |
| (8) 優先交渉権者特定・非特定結果の通知・公表 | 令和 7 年 9 月下旬 |
| (9) 契約締結・公表 | 令和 7 年 9 月下旬 |

19. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なく企画提案書等の内容に関する質疑に応じなかった場合
- (6) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

20. 無効事項

次のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「7. 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

21. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は、松山市情報公開条例(平成12年松山市条例第61号)に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者の場合はこの限りでない。

22. 事務局

〒790-0948 松山市市坪西町 796 番地 6
松山市役所 産業経済部 競輪事務所
担当：穂積、玉井、木村
TEL 089-965-4322 Fax 089-965-4000
E-mail:keirin@city.matsuyama.ehime.jp